

## 提出された意見等及び市の考え方（パブリックコメント）

[資料1]

### ◇計画全般について

順番	ページ	意見の概要	市の考え方	変更
1	一	概要版を作成、市内公共施設に配布されたい。	概要版は作成を予定しており、計画の周知・推進に向け、適切な施設に配置し、配布してまいります。	
2	一	巻頭に市長挨拶を掲載	現案での策定を予定しています。	
3	一	イラストを用い、読みやすいレイアウトにしてください。		
4	一	(地域で高齢者の為の生涯スポーツを容易に実施する為に) 屋内で生涯スポーツを行うにも場所がない、費用も必要となると容易に参加者を募れない。室内の場所とワンコイン（100／人）で利用できる施設の確保・開放をお願いしたく存じます。	各市民体育館、コミュニティセンター、公民館、多世代交流センターなど、比較的廉価で屋内スポーツができる身近な公共施設は多くあると考えております。また、施設の使用料については、負担と利用の公平性の確保を図るよう、適宜、見直してまいります。	
5	一	この計画全体が82ページのうち、第2章の1. 現状分析が45ページを占めており、その45ページも調査結果が1-1. 市民意識調査の結果でみる市民のスポーツ活動の現状で14ページやP44以降の【市民意識調査の結果から】市民のスポーツ関連施設の利用状況で6ページにその間ででの掲載を加えると半分以上になっています。 一方、2. 今後の課題には、市民意識調査の結果資料がまったく記載されていません。 本来、現状は、その多くが市民意識調査によらずとも把握できるものであり、課題こそが、調査結果の分析を必要とするのでないでしょうか(?)。 ここは、改めて市民意識調査の取扱いを整理されるとともに、調査結果は、別冊にするか、第5章のあとに参考資料としての編集か、どちらかが妥当です。	「今後の課題」は本市の現状を分析する中で見えてきたものであり、その前提として、市民意識調査の結果も含めて「現状分析」として記載しております。 「現状分析」以降の展開で、適切な箇所にグラフや表を用いることは必要であると考えております。検討の結果、現状の方がより丁寧な説明であると考え、原案のとおりとします。	
6	一	この計画は、どのような機関によって策定され、どのように市民の参画があったのでしょうか(?)。これら策定の経緯が第1章にも触れられておらず、せめて第5章のあとに参考資料としてでも記載ください。	この計画は、公募による市民委員2人を含めた茨木市スポーツ推進審議会において審議をいただき、策定を進めており、市民意識調査において、また、関係団体から本市のスポーツ振興に対して、意見をいたしております。また、同審議会の組織等については、参考資料として掲載します。	

## 提出された意見等及び市の考え方（パブリックコメント）

[資料1]

### ◇第1章 スポーツ推進計画の策定にあたって

順番	ページ	意見の概要	市の考え方	変更
7	1	第1章 スポーツ推進計画の策定にあたって…この章では、国の「スポーツ基本計画」や大阪府の「大阪府スポーツ推進計画」が言及されており、題目は、“茨木市スポーツ推進計画の策定にあたって”が妥当です。	本市が策定する計画について記載していますので、原案のとおりとします。	
8	1	1. 計画策定の趣旨/(1)社会的背景… “スポーツは、” に始まる記述が3か所もあり、全16行の文章の整理が望まれます。	「スポーツ」について、様々な側面から述べており、読解上、原案のとおりとします。	
9	2	(3)スポーツ推進の動向と方向性…国の動きとして、平成22年の「スポーツ基本法」と翌年の「スポーツ基本計画」が言及されていますが、その後、人口減少・少子高齢化社会への趨勢を踏まえ、「日本再興戦略」や「地方創生総合戦略」が策定されているほか、スポーツ基本法の制定や2020オリンピック・パラリンピック大会の日本開催を背景に、スポーツ庁も創設されていることがあります。これらに関する記述が望まれます。	「日本再興戦略」及び「地方創生総合戦略」におけるスポーツに関する施策は、スポーツ基本法やこの計画のめざす方向性と異なる面もあることから、記述には加えません。なお、「スポーツ庁」の設置は国のスポーツ行政における見直しでありますので、次のように記述を加えます。  「平成27年10月にはスポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁が設置されました。」	○
10	3	(4)計画策定の目的…冒頭の総合計画の位置づけに関する“本市のまちづくりの指針である…”は、“本市のまちづくりの方向性を示す…”であるべきです。	ご意見のとおり修正します。	○

## 提出された意見等及び市の考え方（パブリックコメント）

[資料1]

項目番号	ページ	意見の概要	市の考え方	変更
11	3~4	<p>2. 基本的視点(1)多様な生涯スポーツ活動の推進と(2)スポーツ関係団体や指導者の育成の2つが基本的視点とされていますが、これらは、総合計画の前期基本計画における施策別計画の第3章 みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち/施策2 みんなで楽しめるスポーツ活動を推進するでの取組として記載されている内容とまったく同じです。</p> <p>一方、別記の「日本再興戦略」や「地方創生総合戦略」に基づく文部科学省やスポーツ庁の動きをみると、この計画にも記述されている “スポーツ活動への参画（「する」、「観る」、「支える」）の促進”により、地域におけるスポーツの振興が推進され、健康寿命の延伸、地域コミュニティの再生、地域経済の活性化等につながることが期待されているとし、具体的に「スポーツ参画促進プロジェクト」が取り組まれています。</p> <p>そして、このプロジェクトに6つの事業があるなか、その一つが「スポーツによる地域活性化推進事業」であり、その事業内容として、「(1)スポーツを通じた健康長寿社会等の創生」でのスポーツによる健康づくりと「(2)地域スポーツコミュニケーションへの支援活動」でのスポーツを通じた街おこしが提唱されています。</p> <p>これらを踏まえるとき、ここは、基本視点として、新たにスポーツによる地域活性化の推進を加え、3つの基本視点に基づく積極的な基本目標と施策の方向性の展開を強く望むものです。これにより、第3章基本的な考え方記述されている“すべての市民がいつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせるまちづくり～市民のスポーツの推進と生涯スポーツ社会の実現をめざして～”の基本理念に対し、その主題にも十分に応えることができるかと思考します。</p>	<p>この計画は、第5次茨木市総合計画の分野別計画ですので、基本的視点は総合計画に定めている取組に基づいたものとしております。</p> <p>また、国の「スポーツ参画促進プロジェクト」との連携については、この計画は本市の実情に即した計画として策定するもので、「スポーツを通じた健康長寿社会等の創生」については、基本目標1において、スポーツによる健康増進の考えを基本に施策をまとめています。</p> <p>「地域スポーツコミュニケーションへの活動支援」については、基本理念を前提に施策を進めていくにあたって、本市では、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関係団体との連携など、取り組むべき施策があります。また、本市がめざす地域活性化としては、地域スポーツを推進することにより、地域コミュニティの活性化を図ることとしており、原案のとおりとします。</p>	
12	3~4	2. 基本的視点(2)スポーツ関係団体や指導者の育成 最終4行目の記述は、“スポーツ環境を充実するとともに、地域の交流も促進します。”とするのが適切です。	ご意見のとおり修正します。	○
13	4	第5次総合計画実施計画との整合性について、丁寧に記載されたい。	「第5章 計画の推進に向けて」の「1 計画の推進体制」の末尾におけるPDCAサイクルの考え方を次のように修正します。	○
14	4	3. 位置づけ…総合計画における分野別計画として位置づけられていますが、総合計画では、5年間の実施計画が毎年ローリング方式で改定されることになっており、その点がどのような関係になっているかの記述が望されます。	「PDCAサイクルの考え方を踏まえ、検証・評価を行いながら、改善策の第5次茨木市総合計画実施計画への反映を図っていきます。」	○

## 提出された意見等及び市の考え方（パブリックコメント）

[資料1]

### ◇第2章 本市のスポーツ推進の現状と課題

項番	ページ	意見の概要	市の考え方	変更
15	20	(2) 茨木市スポーツ推進委員協議会の役割としてカッコ内の文章ですが、体育指導員当時の印象が有ります。スポーツ推進委員への変更後は連絡・調整機能といったコーディネータとしての役割や地域スポーツのまとめ役を期待されています。 これらの文章も必要ではないかと思います。	ご意見のとおり、次のようにスポーツ基本法に示されているスポーツ推進委員の役割を修正します。  「スポーツ基本法第32条の規定により、スポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、担当する職務・役割を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中からスポーツ推進委員を委嘱しています。そして、その職務が円滑に行えるよう、本協議会が設置されています。 また、「茨木市スポーツ推進委員に関する規則」により、スポーツ推進委員は次の役割を担っています。」	○
16	20	主な活動内容の中に ○研修・研究協議会への参加に「三島地区スポーツ推進委員研修会」が抜けています。	ご意見のとおり記載します。	○
17	21	19ページの茨木市体育協会に関する説明において、スポーツ少年団は体育協会に加盟しているとの記述があるため、21ページの茨木市スポーツ少年団の説明は20ページの茨木市スポーツ推進委員協議会のページの前に移動すべきだと思います。	ご意見のとおり修正します。	○
18	37	(1) 介護予防初級教室、はつらつ運動教室利用者増を図る工夫をしてもらいたい。 (2) 街角デイハウス介護予防事業拠点を30カ所に増加されたい。	P67「施策の方向性④高齢者スポーツの推進（ア）スポーツを通じた介護予防活動の推進」における取組みを進める中で、検討してまいります。	
19	42	自然歩道 市民サービスとして、健康づくりに資する「地図（自然歩道マップ）」配布に意を用いられたい。茨木市観光協会刊「茨木市北部ハイキングマップ」との相違点について記載されたい。	自然歩道の地図については、実費相当額の負担をお願いしております。また、観光協会が作成されている地図との相違点については、この計画で触れる内容ではないと考えております。	
20	50	今後の課題 (2) 健康づくりに役立つスポーツの推進 市内の病院・医療機関へ呼び掛け働き掛けを行い、スポーツ・運動促進のキャンペーンを実施しては如何でしょうか？スポーツをしている方としていない方の病気になる確率や比較データ、老い率の程度の差など直ぐに判る資料で。（医者の言う事には耳をかたむけると思いますので。）	運動・スポーツを通じた健康増進の啓発や情報発信については、関係課と連携して、検討してまいります。	

## 提出された意見等及び市の考え方（パブリックコメント）

[資料1]

項番	ページ	意見の概要	市の考え方	変更
21	50	<p>今後の課題          (3) スポーツに関する情報の積極的な発信          地域行事に参加する方が極めて少ない現状の一つに、自治会に加入していないから参加しない、出来ない。また情報も入手しない、出来ない面が有ります。特に若い家族の加入率が低くなっています。市を揚げて（自治会加入＝公民館加入）メリットを打ち出し側面からの支援が必要と考えます。</p>	自治会への加入については、今後とも加入促進を図ってまいります。	

### ◇第3章 基本的な考え方

項番	ページ	意見の概要	市の考え方	変更
22	53	<p>第3章基本的な考え方          「1. 基本理念」のところ、スポーツには、「生涯スポーツ」と「競技スポーツ」の2つが有ると考えていますが、いきなり「生涯スポーツ社会の実現をめざす」事がスローガンとして掲げられています。競技スポーツに対する取組み方が少しでも解説してあれば良いと感じます。数年後に市からオリンピック選手を輩出する夢の取組みなど。          (記載されている具体的な取組の結果や少年期からスポーツに親しむ事でオリンピック選手輩出の姿となるのかもしれませんが、)</p>	この計画は、すべての市民がスポーツに親しむことができる社会をめざすこととしていることから、生涯スポーツを中心に掲げています。競技スポーツに関する記述としては、スポーツ少年団や学校部活動の取組み、それらの指導者の確保・育成等についても記載しております。	
23	53	“第5章 計画の推進に向けた”と同様、ここの題目は、“第3章 計画の基本的な考え方”であるべきです。	ご意見のとおり修正します。	○

### ◇第4章 生涯スポーツ社会を実現するために

項番	ページ	意見の概要	市の考え方	変更
24	59	ニュースポーツの研究・開発 ニュースポーツの概要を記載されたい。	<p>ニュースポーツの説明について、計画書(案)の最初の記載である第2章1－3スポーツ教室の記載に次のように追加します。</p> <p>「ニュースポーツ：すべての人がいつでも・どこでも・いつまでもできるスポーツで、勝敗にこだわらず、気軽に楽しむことを目的としたスポーツのことです。競技スポーツに比べ、ルールがやさしい、運動量が適度である、年齢や身体の状況等によるハンディが少ないなどの特徴があります。」</p>	○

## 提出された意見等及び市の考え方（パブリックコメント）

[資料1]

項目番号	ページ	意見の概要	市の考え方	変更
25	57～82	<p>第4章生涯スポーツ社会を実現するための施策 57頁～82頁に至るまで現状（基準値）と目標（10年後）数値が掲げられています。10年後の目標としては数値が低く感じられます。これは人口構成や市政・過去の実態から予想・推測されているのかもしれません、もう少し理解できるような個々の数値や%に対し解説が欲しく思います。まとめとして81頁の成果指標、施策の取組状況、82頁の施策の取組状況の数値です。</p> <p>生涯スポーツ社会を実現するための施策が、短期的5年後の中間評価と長期的10年後の最終評価に分けられ取組み内容が構成され、中間で見直される事は素晴らしいと思います。ただ、短期的な取り組み内容に具体性が無いようにも感じます。更に、何をいつまでにどうするのか、という（具体的なアプローチ）タイムスケジュール的なものや何が問題か（クリティカルパス）が有れば力強く感じます。</p> <p>主な施策から短期的な取組み内容の推進担当課としてスポーツ推進課が多くに関わっています。担当職員の方は、腰を落ち着けて推進計画に取り組んでいただけよう、短期でも5年間の担当を希望します。流れが切れてしまわない配慮をお願いします。</p>	<p>目標値は、ご意見に示されたことも含め、総合的・多角的に検討し、設定しております。より具体的な取組内容は、この計画に基づき、毎年度策定する実施計画の中で、内容やスケジュール等について検討してまいります。</p> <p>施策の推進にあたり、各担当課は継続性が保てるよう取り組んでまいります。</p>	
26	57～79	別記（項目番11）のとおり、スポーツによる地域活性化の推進を加えた3つの基本視点に基づき、ここでの基本目標と施策の方向性に関する積極的な手直しを望みます。	2つの基本目標と各施策の方向性については、項目番11に記載しておりますように、原案のとおりとします。	

### ◇第5章 計画の推進に向けて

項目番号	ページ	意見の概要	市の考え方	変更
27	80	計画の推進体制 PDCAサイクルの考え方を、どのように盛り込んでいくのか、丹念に記載されたい。	項目番13・14と同じ	○
28	80	3. 関係団体・組織との連携…1行目と5行目の記述で“本市”とあります。“本市”は、第2章での題目どおり、茨木市を指しておらず、ここは、1行目を“府内関係課”に、5行目を“市”に、それぞれ修正ください。	1行目は団体の列記であるため、原案のとおりとします。 5行目は、ご意見のとおり修正します。	○